

平成二十五年十一月一日提出  
質問 第四六号

診療報酬プラス改定等による医療、介護従事者の賃上げの必要性に関する質問主意書

提出者 山井和則

診療報酬プラス改定等による医療、介護従事者の賃上げの必要性に関する質問主意書

安倍総理は、若者、女性を初め、頑張る人たちの雇用を拡大し、収入をふやすことを目指し、そのためにあらゆる施策を総動員することを、平成二十五年十月十五日の衆議院本会議における所信表明演説の中でも明言している。その中には七百万人を超える医療、福祉に携わる方も当然含まれると考えるが、一方で、医療、介護分野における経済活動は一定の統制を受けている。

そこで、以下のとおり質問する。

一 安倍総理は、日本経済団体連合会へ賃上げに向けた要請を行っていますが、医療従事者についても賃上げを目指しますか。

二 一のためにどのような政策を実施するつもりですか。

三 その賃上げのために、診療報酬は、消費税増税分の引上げ以外に、診療報酬をネットでプラス引上げが必要と考えますが、いかがですか。

四 三について、診療報酬をネットでプラス引上げをしないのであれば、賃上げを目指すという安倍総理の発言と矛盾しませんか。

五 一と同様に、介護従事者についても賃上げを目指しますか。

六 五のためにどのような政策を実施するつもりですか。

七 消費税の増収分から、介護従事者の賃上げの予算をつけるべきと考えますが、いかがですか。

八 七について、もし賃上げの予算をつけないのであれば、賃上げを目指すという安倍総理の発言と矛盾しませんか。

右質問する。